

## 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は湊川短期大学において公的研究費の不正使用の疑いが生じた場合の調査の手續等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において「不正使用」とは、故意、過失及び動機を問わず、公的研究費の執行に関するルールに従わない使用をいう。

2 この要項において「研究者」とは、公的研究費を受けて研究・教育を行う研究者をいう。

### (統括)

第3条 不正使用に係る調査の手續等については、事務局総務部が統括する。

### (不正使用に対する通報)

第4条 公的研究費の不正使用について、その事実があると思料するときは、湊川短期大学の公的研究費の管理・監査体制に関する規程（以下「規程」という。）第9条に定める通報窓口に通報することができる。

2 前項により通報を受けた通報窓口は、速やかにその旨を最高管理責任者（規程第2条に定める最高管理責任者をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

### (不正調査委員会の設置)

第5条 最高管理責任者は、通報又はその他の事由により不正使用が疑われる情報を知り得たときは、その日から30日以内に調査の要否を判断し公的資金の配分機関に報告しなければならない。

2 調査が必要と判断した場合最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）を設置し、その情報及び事実関係の確認及び詳細な実態調査を行わなければならない。

3 不正調査委員会は、本学に属さない第三者で構成し、第三者は告発者、非告発者どちらとも利害関係のない者でなければならない。

### (調査の実施)

第6条 不正調査委員会は、調査に当たり公的資金の配分機関に調査方針・方法を報告して協議する。

2 不正調査委員会は、通報を受けた日から210日以内に調査結果を公的資金の配分機関に報告する。調査が完了しない場合でも中間報告を行う。また、調査の途中でも、求めがあれば調査の進捗状況や中間報告を行う。

### (調査への協力)

第7条 研究者は、不正調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者は、不正調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発を受けた者の研究費の使用を一時的に止めることができる。

4 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、公的資金の配分機関より当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

### (調査結果の報告)

第8条 不正調査委員会は、調査中であっても不正の一部でも確認されたら、速やかに公的資金の配分機関に報告しなければならない。

2 不正調査委員会は、不正の有無、内容、関与したメンバーとその程度、不正使用相当額について認定する。また、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金の管理・監査体制の状況再発防止計画を含む最終書を公的資金の配分機関に提出する。

### (措置)

第9条 最高管理責任者は、不正使用の内容に応じ「学校法人 湊川相野学園規則 表彰及び懲戒規程」に照らし懲戒処分等適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、第8条の報告に基づき不正があったと認められなかったときは、その旨を調査

対象となった研究者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。また、通報が悪意（研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）によるものと認められたときは、最高管理責任者は当該通報者に対し、懲戒処分等を含む必要な措置を講ずることができる。

- 3 最高管理責任者は、不正使用と認定された研究者、又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対して、当該調査結果を通知するものとする。

（異議申立て）

第 10 条 不正使用と認定された研究者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果の通知を受け取った後、14日以内に異議申立てを行うことができるものとする。ただし、異議申立ては1回を限度とする。

- 2 最高管理責任者は、異議申立てを受理したときは、不正調査委員会に再調査を指示するものとする。
- 3 不正調査委員会は、前項の指示に従い再度審議を行い、速やかに審議の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき異議申立てに対する処置を決定し、異議申立てをした者に通知するものとする。

（不正使用事実の公開）

第 11 条 最高管理責任者は、不正使用の事実があると認められたときは、調査結果の概要を個人情報等不開示に合理的な理由がある場合を除き、学内外に公開しなければならない。

（守秘義務）

第 12 条 この要項に基づき不正使用の調査等に携わった者は、第 11 条により公開されないものについては、他に漏らしてはならない。

（雑則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査の手續について必要な事項については、別に定める。

附 則 この要項は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。